

近畿本部 化学部会（2015年12月度） 講演会報告

日時：2015年12月12日（土） 14:00～17:00

場所：近畿本部会議室 参加者：32名

講演：「化学物質管理士制度」 ～技術士化学部会からのアプローチ～

秋葉恵一郎 技術士(化学) 統括本部化学部会長、元住友化学

1. 化学物質を取り巻く「国際的・国内的規制」

「化学物質管理」はサプライチェーン全体に求められるグローバルな課題であり、方向性は、①ハザード管理からリスク管理へ、②WSSD (World Summit on Sustainable Development) の2020年目標への対応、③成形品にもおよぶグローバルな化学物質管理への対応、④爆発危険性、人の健康・環境生態への影響の低減への対応などであり、国際競争力強化の面から不可欠な課題となっている。

従前は、ハザードベース管理であったが、現在はリスクベース管理に移行している。

リスク = ハザード(危険有害性) × 環境排出量(曝露量)

目的はリスクをアセスメントし許容できるレベルで管理する事であって、化学物質管理は「透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価と管理を目指す」と捉えたら良い。

REACH規則 RoHS指令などでは、成形品中に含まれる化学物質の管理を求めており、川上メーカーの立場からは、自社製品が最終製品のどこに使われているか、自社作成のSDSが川下でどう利用されているかを把握できないという問題がある。各国での法律・管理体制の整備は進んでおり、新興国や途上国でもREACHに倣った管理体制が出来つつあり、REACHをてことする欧米化学と対峙するためにも、日本としての化学物質管理手法は重要である。

化学物質を全く使わない製品は少なく、化学物質の管理は事業と直結した課題である。REACHは化学製品による事故が引き金になっており、化学品の分類表示の国際的調和(GHS)を図るため、物理化学的性質の分類、健康及び環境影響への分類を定めて、すべての相手にSDSで情報を提供する取組が進んでいる。

日本でもJIS Z 7253でSDS項目が定められるなど、国際標準に合わせた安全・安心情報の提供が進んでいる。日本の化学産業としては欧米諸国とのサービス競争激化に対抗するためにも、自主管理の強化に努めなければならない。具体的には自社取扱化学物質の把握を行い、リスクベースで自主管理すると共に、改正化審法対応を急がねばならない。そのためには、専門部署を設置して化学物質情報の一元管理の充実が重要である。

2. 「化学物質管理士」資格の創設に向けて

化学物質の管理強化には高度の専門性が求められる。そのため、技術士の専門性を活用できる国家資格としての「化学物質管理士」制度の導入を3年前から模索してきた。これまでの折衝結果から、国家資格としてのスタートは困難なため技術士の専門性を活かした民間資格として、2020年スタートでの制度設計を進めている。

2020年スタート以降について化学物質管理士の必要条件と十分条件を設定してみると、必要条件は化学部門の専門分野に、(現在は設定されていない)化学物質管理の選択科目での合格である。上記以外の化学・生物工学・環境部門の技術士は、法律や制度に関する試験合格を必要条件として技術問題を免除する方向となろう。十分条件は実務研修(e.g. 40時間または企業での実務経験2年)であり、立ち上げ準備中の(一社)化学物質管理士協会の行う試験に合格することと考えている。なお2020年頃までの経過措置も考えているので、「化学物質管理研究会」に参加して欲しい

化学物質管理士の活躍分野は、サプライチェーンを構成する企業に役務提供することと考えている。将来的には各段階の各企業でのCSR部門や工場、中堅中小企業の支援、官公庁業務など、幅広い分野に役務を提供することと考えている。

文責 藤橋雅尚 監修 秋葉恵一郎